

鳥取県の最低賃金

地域別最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県最低賃金	900円	令和5年10月5日

*令和5年10月4日までは現行最低賃金の854円が適用されます

「鳥取県最低賃金」は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、鳥取県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

なお、下表の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定(産業別)最低賃金」が適用されますが、次に掲げる労働者については、「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

特定(産業別)最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	859円	令和4年12月17日 *令和5年10月5日から「鳥取県最低賃金900円」が適用されます。
鳥取県各種商品小売業最低賃金	*令和5年10月5日から「鳥取県最低賃金900円」が適用されます。(それまでの間は、同854円が適用)	

最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当 臨時に支払われる賃金
1月を超える期間ごとに支払われる賃金 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金
派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

社内の最低賃金の引上げをご検討の事業者の方へ「業務改善助成金」を利用しましょう！

鳥取労働局雇用環境・均等室(企画担当) 0857-29-1701

経営面・労働面の相談をワンストップで行います。(相談は無料)

働き方改革サポートオフィス鳥取 0800-200-3295



詳細については、鳥取労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 0857-29-1705 鳥取労働基準監督署 0857-24-3211

米子労働基準監督署 0859-34-2231 倉吉労働基準監督署 0858-22-6274

鳥取労働局ホームページURL <https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

Q 1 : 今の賃金が最低賃金額以上か調べるにはどうするの？

A 1 : 賃金形態で計算方法が違いますので、次の計算方法で行ってください。

支払われる賃金が時間給の場合 時間給 最低賃金額 (時間額)
支払われる賃金が日給の場合 日給 ÷ 1 日の所定労働時間 最低賃金額 (時間額) (事例 1 参照)
支払われる賃金が月給の場合 賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金の時間額と比較
します。(事例 2 参照)

(事例 1) (日によって所定労働時間数が異なる場合)

A さんは日給 6,750 円、1 日の所定労働時間数は 7.5 時間です。

この場合は、上記にある式にあてはめると、

$$6,750 \text{円} \div 7.5 \text{時間} = 900 \text{円} \quad 900 \text{円 (鳥取県最低賃金)}$$

となり、最低賃金額を満たしていることが分かります。

(事例 2) (月によって所定労働時間数が異なる場合)

B さんは月給 150,500 円、年間所定労働日数は 250 日、1 日の所定労働時間数は 8 時間です。

この場合、次のような計算式を用いて比較します。

$$\text{月給額} \div 1 \text{ か月平均所定労働時間} \quad \text{最低賃金額 (時間額)}$$

この式にあてはめると、

$$150,500 \text{円} \div [(250 \text{日} \times 8 \text{時間}) \div 12 \text{か月}] \\ = 903 \text{円 (円未満切捨)} \quad 900 \text{円 (鳥取県最低賃金)}$$

となり、最低賃金額を満たしていることが分かります。

Q 2 : うちの会社には手当がいくつかあるのですが、最低賃金の計算に入れるものは何？

A 2 : 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

(事例 3 参照)

臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)

1 か月を超える期間ごとに支払われている賃金 (賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 (時間外割増賃金など)

所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金など)

午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 (深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(事例 3)

C さんは、月給で、基本給が 118,500 円、職務手当が月 28,000 円、通勤手当が月 7,500 円支給されています。また、この他に時間外手当、休日手当などが支給されます。

ある月の C さんの賃金は、基本給、職務手当、通勤手当のほか、時間外手当が 32,500 円支給され、合計が 186,500 円となりました。

この賃金が最低賃金を上回っているかどうかは、次のように調べます。

(C さんの会社は、年間所定労働日数 260 日、所定労働時間数は 1 日 7.5 時間です。)

支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。

除外される賃金は、通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんから、

$$186,500 \text{円} - (7,500 \text{円} + 32,500 \text{円}) = 146,500 \text{円}$$

この金額を、事例 2 の方法で時間額に換算し、最低賃金額と比較をします。

$$146,500 \text{円} \div [(260 \text{日} \times 7.5 \text{時間}) \div 12 \text{か月}] \\ = 901 \text{円 (円未満切捨)} \quad 900 \text{円 (鳥取県最低賃金)}$$

となりますので、最低賃金額を満たしていることとなります。